○国土交通省令第二号

帯 る \<u>'</u> 同 す 届 法 工 る を ネ 出 並 等 身 実 び ル ギ 分 に 施 に す Ì を 関 工 るため、 ネ 0) す 示 る省 す ル 使 ギ 用 証 令 0) 明 合理 及 書 エ \mathcal{O} ネ び 使 \mathcal{O} 用 化に関する法 様 工 ル ネ ギ 式 \mathcal{O} 合 を ル 理化に 定 ギ \mathcal{O} 使 \Diamond る 用 \mathcal{O} 省 使 関する法 律の一部を改正する法律 \mathcal{O} 令 合 用 理 \mathcal{O} \mathcal{O} 合 化 部 理 に 律 を改 化 関 昭昭 す に 関 正 る 和 五十 す 法 す 、る省令・ る 律 第七 法 兀 律 年 (平成二十年法 を $\bar{+}$ 法 \mathcal{O} 次 規 五. 律 :第四十: 条第 定 \mathcal{O} よう に 基 É 項 づ 九 律第四 . 定 く <u>立</u> 号 \mathcal{O} 規 8 0) る。 入 定 に 十七 検 規定に基づ <u>某</u> 査 号) をす づく 0) る職 建 き、 施 築 員 物 行 及び \mathcal{O} に に 伴 携 係

平成二十一年二月十九日

国土交通大臣 金子 一義

る 工 省 ネ 令 ル ギ 及 び Ì の使 エ ネ 用 ル ギ の合理化に関する法律第七十五条第一] \mathcal{O} 使 用 \mathcal{O} 合 理 化 12 関 する法 律 \mathcal{O} 規 定に 項の規定に 基 づく立入検 基づくな 査をする 、建築物 る職 に 係 員 る 届 \mathcal{O} 携 出 帯 等 す 12 えり 関 す

分を 示 す 証 明 書 \mathcal{O} 様 式 を定 8 る 省 令 \mathcal{O} 部 を改 正 す る省・ 令

工 ネ ル ギ \mathcal{O} 使 用 \mathcal{O} 合 理 化 に 関 はする法律 律 第七 十 五 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基づく建 築物 に係る届 出等に関 する

省令の一部改正)

第一条 エネ ルギー -の使用 の合理化に関する法律第七十五条第一項の規定に基づく建築物に係る届出等に関

する省令(平成十五年国土交通省令第十五号)の一 部を次のように改正する。

第一条第 一項中 届 出 書正副二通」の下に「に、 それぞれ次に掲げる書類及び図面を添えて、これら」

を加え、同項に次の各号を加える。

外壁、 窓等を通 L 7 0 熱 \mathcal{O} 損 失 (の防 止 0 ための措置 の内容を表示 した各階平面 図 一及び断 面 図

空気 調 和 設 備 等 に 係 る 工 ネ ル ギ 1 \mathcal{O} 効 率 的 利 用 \mathcal{O} た \otimes \mathcal{O} 措 置 \mathcal{O} 内 容を 表示した機 器 表 (昇降: 機 にあ

っては仕様書)、系統図及び各階平面図

第一条第二項を削 り、 同 条第三 |項中 第一項」 を「前項」に改め、 同項を同条第二項とし、 同条第四項

を同条第三項とする。

第二条中「第七十五条第四項」 を「第七十五条第五項」 に改める。

第一号様式、第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

届出書

(第一面)

エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「法」という。)第75条第1項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

平成 年 月 日

届出者氏名 印

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月	∃	
第	클	
係員印		

特定建築主等の概要

【1. 特定建築主等】 【イ. 氏名のフリガナ】 【ロ. 氏名】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】
【2.代理者】 【イ.氏名】 【ロ.勤務先】 【ハ.郵便番号】 【ニ.所在地】 【ホ.電話番号】
【3. 設計者】 【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 所在地】 【ホ. 電話番号】
【4. 建築物及びその敷地の概要】 【イ. 所在地】 【ロ. 名称】 【ロ. 名称】 【ハ. 用途】 【ニ. 構造】□鉄筋コンクリート造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □ ここの他() 【ホ. 階数】地上 階 地下 階 (届出部分)(届出以外の部分)(合計) 【へ. 床面積の合計】(㎡)(㎡)(㎡)
【5. 工事着手予定年月日】平成 年 月 日
【6.工事完了予定年月日】平成 年 月 日

【7. 備考】

省エネルギー措置の概要

【1. 工事種別】□新築 □増築 □改築 □直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替 □空気調和設備等の設置 □空気調和設備等の改修	
【2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置】 該当する地域区分(地域)	
□性能基準 □年間暖冷房負荷 (年間暖冷房負荷 MJ/(㎡・年)) □熱損失係数及び夏期日射取得係数 (熱損失係数 W/(㎡・F) (夏期日射取得係数	()))
□仕様基準 【屋根又は天井】 【断熱材の施工法】□内断熱工法 □外断熱工法 □充填断熱工法 □外張断熱工法 □内張断熱工	<i>,</i> .法
【断熱性能】□断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚□熱貫流率 (W/(㎡・K)) □熱抵抗値 (【壁】	
【断熱材の施工法】□内断熱工法 □外断熱工法 □内張断熱工法 □外張断熱工法 □内張断熱工法 □内張断熱工法 □内張断熱工法 □内張断熱工	法
【断熱性能】□断熱材の種別及び厚さ(種別)(厚 □熱貫流率(W/(㎡・K)) □熱抵抗値(【床等】	$(m^2 \cdot K)/W)$
【床等の種別】□床 □土間床等の外周部 【床等の部位】□外気に接する部分 □その他の部分 【断熱材の施工法】□内断熱工法 □外断熱工法 □充填断熱工法 □外張断熱工法 □内張断熱工	法
【断熱性能】□断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚□熱貫流率 (W/(m²・K)) □熱抵抗値 (【開口部】	
【断熱性能】□建具等の種類(建具の材質) (ガラスの種□) (ガラスの種□ W/(㎡・K))	[別]
【日射遮蔽性能】 □ガラスの日射遮蔽性能(日射侵入率) □開口部付属部材 (付属部材) □ひさし、軒等	
【3. 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置】 □【空気調和設備(共用部に設けるもの)】 省エネルギー措置の概要 ()
□【空気調和設備以外の機械換気設備(共用部に設けるもの)】 □性能基準(換気エネルギー消費係数) □仕様基準(評価点の合計)	
□【照明設備(共用部に設けるもの)】 性能基準(照明エネルギー消費係数)	
□【給湯設備(共用部に設けるもの)】 省エネルギー措置の概要 ()
□【昇降機 (共用部に設けるもの)】 □性能基準 (エレベーターエネルギー消費係数) □仕様基準 (評価点の合計)	

(第三面(住宅以外の用途に供する建築物))

省エネルギー措置の概要

[1.	工事種別】□新築 □増築 □改築 □直接外気に接する屋根、壁又は床 □空気調和設備等の設置 □空気調	
[2.	用途区分】□ホテル等 □病院等 □物品販売 □学校等 □飲食店等 □集会所等	業を営む店舗等 □事務所等 □工場等
_	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための ト壁、窓等】 □性能基準(年間熱負荷係数 MJ/(㎡ □仕様基準(評価点の合計 □基準対象外	· · · -
-	空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用 【空気調和設備】 □性能基準(空調エネルギー消費係数 □仕様基準(評価点の合計 □基準対象外	のための措置】))
	【空気調和設備以外の機械換気設備】 □性能基準(換気エネルギー消費係数 □仕様基準(評価点の合計 □基準対象外))
	【照明設備】 □性能基準(照明エネルギー消費係数 □仕様基準(評価点の合計 □基準対象外)
	【給湯設備】 □性能基準(給湯エネルギー消費係数 □仕様基準(評価点の合計 □基準対象外))
	【昇降機】 □性能基準(エレベーターエネルギー消費係数 □仕様基準(評価点の合計 □基準対象外)

【5. 備考】

(注意)

1. 届出書類

① 住宅の用途のみに供されている建築物の届出

第一面、第二面及び第三面(住宅の用途に供する建築物)を提出してください。なお、「住宅」とは、一戸建住宅、連続住宅、重ね建住宅、共同住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。

- ② 住宅の用途及び住宅以外の用途に供されている建築物の届出
 - (1) 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満の場合 住宅以外の用途に供する部分を、住宅の用途に供するものとして取り扱うことと します。第一面、第二面及び第三面(住宅の用途に供する建築物)を提出してくだ さい。
 - (2) 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上の場合原則として、第一面、第二面、第三面(住宅の用途に供する建築物)及び第三面(住宅以外の用途に供する建築物)を提出してください。また、住宅以外の複数の用途に供する建築物については、各用途ごとに第三面(住宅以外の用途に供する建築物)を提出してください。ただし、次に掲げる場合は、それぞれの区分に応じた取扱いとすることができます。
 - イ 住宅の用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の1 未満で、かつ、2000㎡未満である場合 当該部分を特定用途(住宅及び工場等以 外の用途のうち、建築物の床面積に占める割合が最も大きいものをいいます。以 下同じ。)に供するものとして取り扱うことができます。
 - ロ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の4以上で、かつ、非特定用途(住宅、工場等及び特定用途以外の用途のうち、建築物の床面積に占める割合が最も大きいものをいいます。以下同じ。)に供する部分の床面積の合計が2000㎡未満である場合 住宅、工場等及び特定用途以外の用途に供する部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。
 - ハ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の2分の1以上5分の4未満で、かつ、非特定用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満である場合 住宅、工場等及び特定用途以外の用途に供する部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

なお、イの規定及びロ又はハの規定を同時に適用することは可能ですが、ロ又はハの規定の適用の判断に当たっては、イの規定により特定用途に供するものと取り扱われる部分についても、特定用途以外の用途に供されるものとして取り扱われることとなります。

③ 住宅以外の用途のみに供されている建築物の届出

第一面、第二面及び第三面(住宅以外の用途に供する建築物)を提出してください。 また、複数の用途に供する建築物については、各用途ごとに第三面(住宅以外の用途 に供する建築物)を提出してください。ただし、次に掲げる場合は、それぞれの区分 に応じた取扱いとすることができます。

- イ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の4以上で、かつ、非特定用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡未満である場合 住宅、工場等及び特定用途以外の用途に供する部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。
- ロ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の2分の1以上 5分の4未満で、かつ、非特定用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満であ

る場合 住宅、工場等及び特定用途以外の用途に供する部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

- 2. 各面共通関係 数字は算用数字を用いてください。
- 3. 第一面関係
 - ① 届出者の氏名の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 - ② ※印のある欄は記入しないでください。

4. 第二面関係

- ① 特定建築主等、設計者又は工事施工者がそれぞれ2者以上の場合は、第二面は代表となる特定建築主等、設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の特定建築主等、設計者又は工事施工者について記入して添えてください。
- ② 1欄は、特定建築主等が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、特定建築主等がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ③ 2欄は、特定建築主等からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。
- ④ 4欄の「二」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造を含む場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ ここに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、7欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。
- 5. 第三面(住宅の用途に供する建築物)関係
 - ① 1欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ② 2欄は、「性能基準」又は「仕様基準」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ③ 2欄の「性能基準」は、「年間暖冷房負荷」又は「熱損失係数及び夏期日射取得係数」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入するとともに、省エネルギー基準(法第73条第1項に基づき国土交通大臣が定める基準をいいます。以下同じ。)の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記入して添えてください。
 - ④ 2欄の「仕様基準」の「屋根又は天井」及び「壁」の「断熱材の施工法」は、部位 ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに 「レ」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる 施工法に準じて、第三面(住宅の用途に供する建築物)のうち当該部位に係る事項を 記入したものを添えることを妨げるものではありません。
 - ⑤ 2欄の「仕様基準」の「屋根又は天井」及び「壁」の「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。
 - ⑥ 2欄の「仕様基準」の「床等」は、床及び土間床等(地盤面をコンクリートその他 これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいいます。)の外周 のうち、主たる部位を対象としてください。
 - ⑦ 2欄の「仕様基準」の「床等」の「床等の種別」及び「床等の部位」は、該当する

チェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑧ 2欄の「仕様基準」の「床等」の「断熱材の施工法」は、断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、第三面(住宅の用途に供する建築物)のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ⑨ 2欄の「仕様基準」の「床等」の「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱 貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ 、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当 該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。
- ⑩ 2欄の「仕様基準」の「開口部」は、開口部のうち主たるものを対象としてください。
- ① 2欄の「仕様基準」の「開口部」の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。
- ② 日射遮蔽措置がとられている場合は、2欄の「仕様基準」の「開口部」の「日射遮蔽性能」の「窓の日射侵入率」、「付属部材」及び「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。
- ③ 3欄の各消費係数は、以下の数値をいいます。
 - (1) 「換気エネルギー消費係数」 住宅に設ける機械換気設備が1年間で消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想換気消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
 - (2) 「照明エネルギー消費係数」 住宅に設ける照明設備が1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想照明消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
 - (3) 「エレベーターエネルギー消費係数」 住宅に設けるエレベーターが1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想エレベーター消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
- ④ 3欄の共用部に設ける「空気調和設備」及び「給湯設備」は、これらの設備を設け、かつ、集中熱源から各住戸へダクトや配管によって温風や温水等を供給する場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその省エネルギー措置の概要について記入してください。
- ⑤ 3欄の共用部に設ける「空気調和設備以外の機械換気設備」、「照明設備」及び「 昇降機」は、これらの設備を設ける場合は、該当するチェックボックスに「レ」マー クを入れ、併せて性能基準又は仕様基準に基づく評価を記入してください。
- ⑮ ⑭及び⑮の規定にかかわらず、3欄は、一戸建住宅に設けるもの並びに連続住宅、 重ね建住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものについて記入する必要はあり ません。
- ① エネルギー利用効率化設備その他のエネルギーの効率的利用を図ることができる設備又は器具等、ここに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、4欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。
- 6. 第三面(住宅以外の用途に供する建築物)関係
 - ① 1欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ② 2欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築物の用途区分は、次のとおりとします。なお、複数の用途について省エネルギー性

能を計算する際にそれぞれの用途に対応した省エネルギー基準を適用する場合にあっては、適用する省エネルギー基準ごとに建築計画又は設備計画について別紙に記入して添えてください。

- (1) 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- (2) 「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- (3) 「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用 の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- (4) 「事務所等」とは、事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の 状況に関してこれらに類するものをいいます。
- (5) 「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、 各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- (6) 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用 の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- (7) 「集会所等」とは、公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- (8) 「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- ③ 3欄及び4欄は、「外壁、窓等」など各項目について、省エネルギー基準に基づき、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れた上で、性能基準又は仕様基準に基づく評価等必要な事項を記入してください。また、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記入して添えてください。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、「基準対象外」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - (1) 「外壁、窓等」については、工場等の用途に供する建築物の場合
 - (2) 「空気調和設備」については、工場等の用途に供する建築物の場合
 - (3) 「空気調和設備以外の機械換気設備」については、工場等の用途に供する建築物の場合又は建築物に設けられる換気設備(空気調和設備及び定格出力0.2キロワット以下の機械換気設備を除きます。) の定格出力の合計が5.5キロワット未満である場合
 - (4) 「照明設備」については、建築物に主として作業環境上必要な照明を確保するため屋内に設けられる照明(避難用、救命用その他特殊な目的のために設けられるものを除きます。)がない場合
 - (5) 「給湯設備」については、建築物に設けられる給湯設備が返湯管を有する中央熱源方式のものではない場合
 - (6) 「昇降機」については、ホテル等及び事務所等以外の用途に供する建築物の場合 又は建築物に設けられるエレベーターの設置台数が3台未満の場合
- ④ 4欄の各消費係数は、以下の数値をいいます。
 - (1) 「空調エネルギー消費係数」 建築物に設ける空気調和設備が空気調和負荷を処理するために1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想空気調和負荷で除して得た数値
 - (2) 「換気エネルギー消費係数」 建築物に設ける機械換気設備が1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想換気消

費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値

- (3) 「照明エネルギー消費係数」 建築物に設ける照明設備が1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想照明消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
- (4) 「給湯エネルギー消費係数」 建築物に設ける給湯設備が1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想給湯負荷で除して得た数値
- (5) 「エレベーターエネルギー消費係数」 建築物に設けるエレベーターが1年間に 消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮 想エレベーター消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
- ⑤ エネルギー利用効率化設備その他のエネルギーの効率的利用を図ることができる設備又は器具等、ここに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、5欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

変更届出書

エネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第1項後段の規定による変更の届出をします。この変更届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

届出者氏名 印

【変更の届出をする建築物の直前の届出】

【受付番号】 第 号 【届出日】 平成 年 月 日 【変更内容の概要】

※受付	寸欄			※特記欄	※整理番号欄
平成	年	月	日		
第			号		
係員戶	[]				

(注意)

- ① 届出者の氏名の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- ② 数字は算用数字を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ④ この変更届出書のほか、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置の内容を確認するために所管行政庁が必要と認める書類及び図面を提出してください。
- ⑤ ※印のある欄は記入しないでください。

定期報告書

(第一面)

エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「法」という。)第75条第5項の規定による報告をします。この定期報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所管行政庁

様

平成 年 月 日

報告者 (所有者又は管理者) 氏名

囙

※受付欄			※特記欄	※整理番号欄	
平成	年	月	日		
第			号		
係員戶	Ŋ				

報告者等の概要

【1.報告者(所有者又は管理者)】 【イ.氏名のフリガナ】 【ロ.氏名】 【ハ.郵便番号】 【ニ.住所】 【ホ.電話番号】	
【2.代理者】 【イ.氏名】 【ロ.勤務先】 【ハ.郵便番号】 【ニ.所在地】 【ホ.電話番号】	
【3.調査者】 【イ.氏名】 【ロ.勤務先】 【ハ.郵便番号】 【ニ.所在地】 【ホ.電話番号】 【ヘ.調査した項目】	
【イ.氏名】 【ロ.勤務先】 【ハ.郵便番号】 【ニ.所在地】 【ホ.電話番号】 【ヘ.調査した項目】	
【4. 建築物及びその敷地の概要】 【イ. 所在地】 【ロ. 名称】 【ハ. 用途】 【ニ. 構造】□鉄筋コンクリート造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 [□その他(【ホ. 階数】地上 階 地下 階 (届出部分)(届出以外の部分)(合計 【へ. 床面積の合計】(㎡)(㎡)(

【5. 備考】

建築物の維持保全の状況等

【1.届出	及び報告の状況】		
【イ. 届	出をした日】平成 年	F 月 日(受付番号)	
【口. 届	出をした部分】□直接タ	↑気に接する屋根、壁又は床 □空気調和設備	
	□空気詞	問和設備以外の機械換気設備 □照明設備	
_	□給湯記		
【ハ.用:		□病院等 □物品販売業を営む店舗等 □事剤	务所等
		炊食店等 □集会所等 □工場等 □住宅	
	出書の有無】口有 口無		
		F 月 日(受付番号)	
	告書の有無】□有 □無	•••	
【卜. 法]	第76条第2項の書面の3		,
		(機関名) (調査番号)
7-1: /**			
【2. 建築	物の維持保全の状況】		
T 2 210		o → /m 1	
【イ. 省	エネルギー措置の変更の		
	<u>.</u>	有 / 無 変更後の省エネルギー措置の概	<u> </u>
外壁、窓等			
空気調和設			
	は備以外の機械換気設備		
照明設備			
給湯設備			
昇降機			
In W	- ウェギ、歴代の独特の	^~#n1	
【口. 有二	エネルギー性能の維持保		\\ \ / \ \ \\ \ \ \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \
A PA 선생	定期報告項目	確認内容	適/不適
外壁、窓等	□室の配置	熱の損失が増大しないように採用した室の配置	
	口は時、空体の日本	等に変更がない 目視による外壁、窓等の破損がない	
	□外壁、窓等の保存	目視による外壁、窓等の破損がない ガラス等が清掃され、建具周りの気密材に破損	
	□窓の清掃等		
	□日射遮蔽装置の保全	がない ひさし・屋外日よけの破損がない	
	口口別処敝表直の休生	ブラインド・カーテン等は正常に作動する	
本 /字 钿 毛 凯	□熱源機器の台数制御		
備	口芸劫党調シャラニルに	 蓄熱空調システムにおける熱源機器が正常に作	
	おける熱源機器の作	期している	
	動 □冷温水の変流量制御	 冷温水の変流量制御が正常に作動している	
	□竹価水♡麦抓里削御	竹価小り変加里前岬が正角に作動している	
	□空気調和機の変風量	 空気調和機の変風量制御が正常に作動している	
	制御	全X調和機の多風里削御が正常に作動している	
	□予冷・予熱時外気シャ	 予冷・予熱時外気シャットオフ制御が正常に作動	П/П
		している(モーターダンパーの作動)	
	ットオフ制御 □最小外気負荷制御	最小外気負荷制御が正常に作動している	
	□取力が入員何間岬	取力が対 具何 同 四 加 正 市 に 下勤 し て い る	
	□ヒートポンプ方式の	フィルターに汚れや目詰まりがない	
	空調機 空調機	クイルターに行れて自品よりかない 冷媒管に液漏れがない	
	工 明1茂	吹き出し口から適切な風量がある	
		温度調節ができる	
空気調和設	☆□送風機のフィルター	フィルターの汚れが著しくなく、目詰まりもな	
全 気 調 和 段 備 以 外 の 機		ノイルグ	
械換気設備	□ □ダンパーの作動	ダンパーが正常に作動している	
	□送風機の制御	送風機の発停(オン/オフ)制御が正常に作動し	
		でいる	

		風量制御が正常に作動している		/ 🗆
照明設備	□照明環境の維持	光源(ランプ)・反射板・カバー等が定期的に清掃		
		されている		
	□制御方法の作動状況	カード、センサーによる制御方法が正常に作動		
		している		
		明るさ検知による自動点滅制御が正常に作動し		
		ている		
		適正照度制御が正常に作動している		/ 🔲
		タイムスケジュール制御が正常に作動している		/ 🗆
		昼光利用制御が正常に作動している		/ 🔲
		ゾーニング制御が正常に作動している		/ 🗆
		局所制御が正常に作動している		/ 🔲
給湯設備	□システムの省エネ性	安全装置(安全弁・膨張管)から常時湯が吹き出		
		ししていない		
	□熱源機器の作動	給湯不要時に、熱源が運転していない(夜間等の		
		貯湯運転時は除く)		
	□熱源機器の断熱・保温	ボイラ本体外周部に高温部・変色部・熱による変		
		形部がなく、及びボイラ本体から異臭・煙がない		
	□配管系統の保温	配管・バルブ・フランジ類の保温材に損傷・腐食・		
		劣化 (カビの付着等) がない		
		配管・バルブ・フランジ類からの水漏れ及び保温		/ 📙
		材の濡れがない(屋外配管は防水処理箇所の劣化		
		がない)		/ -
	□配管系統の循環ポン	循環ポンプからの水漏れがない		<u>/ </u>
	プロウィオのアウス	運転不要時に、循環ポンプが運転していない		<u>/ </u>
	□貯湯槽の温度設定	給湯温度が正常に設定されている(給湯温度を		/ 🏻
		必要以上に高温にしていない)		/
	□貯湯槽の断熱・保温	貯湯槽からの湯漏れ及び貯湯槽周りの保温材の	🗆 /	/ 🏻
	ロナ阻劫ンマニナ	濡れがない (生物 明 ア ズギ) なっぱ こうしょうしょう		/ 🗖
H 124 FW	□太陽熱システム	集熱器及び配管からの水漏れがない		<u>/ </u>
昇降機	□昇降機設備の点検	巻上機の著しい機械的な摩耗及びオイル漏れ等		/ L
		がない		

【3. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を用いてください。

- 2. 第一面関係
 - ① 報告者(所有者又は管理者)の氏名の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 - ② ※印のある欄は記入しないでください。
- 3. 第二面関係
 - ① 報告者(所有者又は管理者)が2者以上の場合は、第二面は代表となる報告者(所有者又は管理者)について記入し、別紙に他の報告者(所有者又は管理者)について必要な事項を記入して添えてください。
 - ② 1欄は、法第75条第1項前段の規定による届出(同項後段の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「届出」といいます。)をした者(届出をした者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあっては譲り受けた者(譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者)とする。)について記入してください。
 - ③ 1欄は、報告者(所有者又は管理者)が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、報告者(所有者又は管理者)がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
 - ④ 2 欄は、報告者(所有者又は管理者)からの委任を受けて報告をする者がいる場合 に記入してください。
 - ⑤ 3欄は、報告者(所有者又は管理者)からの委託を受けて建築物の維持保全の状況について調査を行う者がいる場合に記入してください。なお、調査を行う者が2者以上いる場合は、第三面2欄の口の表の定期報告項目に掲げる項目のうち、各調査者が調査した項目ごとに記入してください。記入欄が不足する場合は、別紙に記入して添えてください。
 - ⑥ 4欄の「二」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
 - ⑦ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、5欄に記入し、又は別紙に記入 して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 1欄の「イ」は、届出をした年月日を記入してください。複数の届出をしていて、 記入欄が不足する場合は、別紙に記入して添えてください。
- ② 1欄の「ロ」及び「ハ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを 入れてください。
- ③ 1欄の「二」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ホ」は、過去に法第75条第5項の報告(以下単に「報告」といいます。) をした年月日のうち直近のものを記入してください。
- ⑤ 1欄の「へ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 1欄の「ト」は、登録建築物調査機関が行う建築物調査を受けた場合に、法第76条 第2項の書面が交付された日を記入するとともに、登録建築物調査機関の名称及び調

査番号を記入してください。

- ① 2欄の「イ」は、届出(過去に報告をしたことがある場合は直近のもの)以降に行った省エネルギー措置の変更の有無について、変更の「有」又は「無」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、変更後の省エネルギー措置の概要及びその年月日を「変更後の省エネルギーの措置の概要」の欄にそれぞれ記入してください。記入欄が不足する場合は、別紙に記入して添えてください。
- ⑧ 2欄の「ロ」は、届出(過去に報告をしたことがある場合は直近のもの)以降の、 届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について記入してください。
- ⑨ 2欄の「ロ」の表の定期報告項目は、届出時に講じた省エネルギー措置に関し、該当する箇所のチェックボックスすべてに「レ」マークを入れてください。建材や機器等の清掃や補修等によって届出時の省エネルギー性能が適切に維持保全されているかを確認した結果について、それぞれ「適」又は「不適」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「不適」の場合は、その概要を説明するため別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑩ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、3欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明

書の様式を定める省令の一部改正)

第二条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す

証 [明書の様式を定める省令(平成十二年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

「第八十七条第十二項」を「第八十七条第十四項」に改める。

別記 i 様式 表中 「第87条第12項」や「第87条第14項」 に改め、 同 様式裏を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化に関する法律抜すい

- 第87条 3 主務大臣は、第3章第1節(第7条第1項及び第4項、第8条第1項、第13条第1項(第18条第1項において準用する場合を含む。)並びに第17条第1項及び第4項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第1種特定事業者若しくは第2種特定事業者に対し、第1種エネルギー管理指定工場における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、第1種エネルギー管理指定工場における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、第1種エネルギー管理指定工場若しくは第2種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 6 国土交通大臣は、第54条第1項及び第4項、第68条第1項及び第4項並びに第71条第 1項及び第5項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、貨物 輸送事業者、旅客輸送事業者若しくは航空輸送事業者(以下この項において単に「輸送 事業者」という。)に対し、貨物若しくは旅客の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、 又はその職員に、輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所 若しくは輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具、帳簿、書類その他の物件を検査 させることができる。
- 7 国土交通大臣は、第4章(第54条第1項及び第4項、第1節第2款、第68条第1項及び第4項並びに第71条第1項及び第5項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者若しくは特定航空輸送事業者(以下この項において単に「特定輸送事業者」という。)に対し、貨物若しくは旅客の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所若しくは輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 9 主務大臣は、第4章第1節第2款(第61条第1項及び第4項を除く。)の規定の施行 に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主に対し、貨物輸送事業者 に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主の 事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 10 所管行政庁は、第5章第1節第1款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主等若しくは第75条第5項の規定による報告をすべき者に対し、特定建築物の設計及び施工若しくは維持保全に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。
- 11 国土交通大臣は、第5章第1節第2款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に対し、その新築する特定住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建築主の新築する特定住宅若しくは特定住宅の工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する特定住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 12 国土交通大臣は、第5章第2節及び第3節の規定の施行に必要な限度において、登録 建築物調査機関若しくは登録講習機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告 させ、又はその職員に、登録建築物調査機関若しくは登録講習機関の事務所に立ち入り、

帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 14 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 15 第1項から第13項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第92条 第3章第1節及び第87条第3項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該工場 に係る事業を所管する大臣とする。
- 2 第4章第1節第2款及び第87条第9項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷 主の事業を所管する大臣とする。
- 3 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。
- 第96条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
 - 三 第15条第1項(第18条第1項において準用する場合を含む。)、第56条第1項(第69条及び第71条第6項において準用する場合を含む。)、第63条第1項、第75条第5項若しくは第87条第1項から第3項まで若しくは第5項から第13項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第13項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A7とすること。

月一日)から施行する。

この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年四